

名古屋市公報	令和 3年 3月 3日 第92号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人

目	次	ページ
規 則		
○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室)	(第5号) 6
○ 名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則及び名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例施行細則の一部を改正する規則	(子青・総務課)	(第6号) 9
○ 名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第7号) 11
○ 名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第8号) 14
○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則	(住都・総務課)	(第9号) 16
告 示		
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定に関する告示の一部改正	(財政・税制課)	(第86号) 19
○ 名古屋市森林整備計画案について	(緑土・都市農業課)	(第87号) 20
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第88号) 21
○ 市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せんに関する告示の一部訂正	(住都・住宅管理課)	(第89号) 22
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について	(緑土・緑地管理課)	(第90号) 23
○ 名古屋都市計画事業葵土地区画整理事業の事業計画の変更	(住都・大曾根北・筒井都市整備事務所)	(第91号) 24
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課)	(第92号) 26
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課)	(第93号) 27
達		
○ 課の係及び分掌事務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第4号) 29
○ 名古屋市保健所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第5号) 31
人 事 委 員 会 規 則		
○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則		(第1号) 33

消 防 局 告 示

- 統括防火管理者を定めなければならない地下街の指定の一部
改正について (第3号) 38
-

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の
公告 (経済・地域商業課) 39
 - 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の
公告 (経済・地域商業課) 42
-

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則（第 5号）

1 改正内容

新型コロナウイルスワクチンの予防接種に係る業務に対応するため、健康福祉局の組織を改正することに伴い、規定を整備します。（第 8条及び第 9条関係）

2 施行期日

令和 3年 2月24日から施行します。

○ 名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則及び名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例施行細則の一部を改正する規則（第 6号）

1 改正内容

所得の範囲及びその額の計算方法について、必要な事項を定めます。

2 施行期日等

(1) 令和 3年 3月 1日から施行します。

(2) この規則による改正後の名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則及び名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例施行細則の規定は、令和 3年 3月以後の月分のひとり親家庭手当及びひとり親等医療費の助成に係る所得の範囲及びその額の計算方法について適用し、同年 2月以前の月分のひとり親家庭手当及びひとり親等医療費の助成に係る所得の範囲及びその額の計算方法については、なお従前の例によることとします。

○ 名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則（第 7号）

1 改正内容

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）等の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（附則第21条関係）

(2) 厚生労働省が定める保険者努力支援制度に対応するため、第三者行為による傷病届について様式を改めます。（別記様式第15号関係）

(3) 国の法令等に基づいて市が押印を求める手続について、押印を廃止し

ます。（別記様式第 1号の 1、別記様式第 8号の 4、別記様式第10号、別記様式第16号及び別記様式第21号関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、一部の規定は、令和 3年 3月 1日から施行します。

○ 名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則（第 8号）

1 改正内容

(1) 保険料等の減免について、規定の整備を行います。（附則第 4条及び附則第 5条関係）

(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）等の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（附則第 6条関係）

(3) 国の法令等に基づいて市が押印を求める手続について、押印を廃止します。（第 7号様式及び第19号様式）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第 9号）

1 改正内容

市営住宅及び市営住宅に付随する駐車場の公用開始等に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）中別表を改正するものです。

2 施行期日

令和 3年 5月 1日から施行します。ただし、市営住宅及び市営住宅に付随する駐車場の公用開始に係る入居手続等に関する規定は公布の日から、別表第 3 1 公営住宅に付随する駐車場の表の改正規定中万場南荘の項を改める部分は同年 3月 1日から施行します。

達 の あ ら ま し

○ 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第 4号）

1 改正内容

新型コロナウイルスワクチンの予防接種に係る業務に対応するため、健康福祉局の組織を改正することに伴い、規定を整備します。（第 1条関係）

2 施行期日

令和 3年 2月24日から施行します。

○ 名古屋市保健所処務規程の一部を改正する規程（第 5号）

1 改正内容

新型コロナウイルスワクチンの予防接種に係る業務に対応するため、保健所の組織を改正することに伴い、規定を整備します。（第 3条及び第 4条関係）

2 施行期日

令和 3年 2月24日から施行します。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 2 月 22 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 5 号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項の表健康福祉局の項中

「

生 活 衛 生	1 斎場の整備に関すること。	1	を
	2 局長の指定する環境衛生、薬務、食品表示及び獣医務に関すること。		

」

「

生 活 衛 生	1 斎場の整備に関すること。 2 局長の指定する環境衛生、薬務、食品表示及び獣医務に関すること。	1
新型コロナウイルスワクチンに係る総合調整	1 局長の指定する新型コロナウイルスワクチンに係る総合調整に関すること。	1
新型コロナウイルスワクチンに係る調整	1 局長の指定する新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。	2

に改める。

」

第9条第1項の表健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部の項中

「

新型コロナウイルスワクチンに係る調整	1 局長の指定する新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。	1
--------------------	------------------------------------	---

を

」

「

新型コロナウイルスワクチンに係る総合調整	1 局長の指定する新型コロナウイルスワクチンに係る総合調整に関すること。	1
新型コロナウイルスワクチンに係る調整	1 局長の指定する新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。	4

に改める。

」

附 則

この規則は、令和 3 年 2 月 24 日から施行する。

名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則及び名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3年 2月25日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 6号

名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則及び名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例施行細則の一部を改正する規則

(名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則の一部改正)

第 1条 名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則（平成18年名古屋市規則第134号）の一部を次のように改正する。

第15条に次のただし書を加える。

ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第 405号）第 6条の 7の規定によって読み替えられた同令第 4条第 1項に規定する非課税公的年金給付等は、所得に含まれないものとする。

(名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例施行細則の一部改正)

第 2条 名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例施行細則（昭和53年名古屋市規則第 102号）の一部を次のように改正する。

第 5条に次のただし書を加える。

ただし、政令第 6条の 7の規定によって読み替えられた政令第 4条第 1

項に規定する非課税公的年金給付等は、所得に含まれないものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和 3年 3月 1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則及び名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例施行細則の規定は、令和 3年 3月以後の月分のひとり親家庭手当及びひとり親家庭等医療費の助成に係る所得の範囲及びその額の計算方法について適用し、同年 2月以前の月分のひとり親家庭手当及びひとり親家庭等医療費の助成に係る所得の範囲及びその額の計算方法については、なお従前の例による。

名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3年 2月26日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 7号

名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市国民健康保険条例施行細則（昭和36年名古屋市規則第16号）の一部を次のように改正する。

附則第21条第 1項第 1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第 1条の 2第 1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2年 1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

別表第15号中「国民健康保険第三者の行為による傷病届」を「第三者行為による傷病届」に改める。

別記様式第 1号の 1（注）を削る。

別記様式第 8号の 4及び別記様式第10号中「㊦」を削る。

別記様式第15号を次のように改める。

第三者行為による傷病届					
項 目		内 容			
届出者・届出先	被保険者証記号番号／保険者名	被保険者証記号番号		保険者名	
	保険者の住所（届出先）	〒			
	被保険者氏名	ふりがな			
	※国民健康保険の場合は世帯主氏名	氏 名			
被害者 (受診者)	氏名／年齢	ふりがな			歳
		氏 名			
	続柄／生年月日	届出者との関係		年 月 日	
	住所／電話	〒		TEL	
	備考				
加害者 (第三者)	氏名／年齢	ふりがな			歳
		氏 名			
	住所／電話	〒		TEL	
事故発生	事故発生日時	年 月 日 午前 / 午後 時 分頃			
	事故発生場所				
自賠責保険 (加害者)	保険会社名				
	保険契約者名	ふりがな			
		氏 名			
	登録番号				
	車台番号				
	保険期間／自賠責番号	保険期間 年 月 日 ～ 年 月 日		自賠責番号	
任意保険 (加害者)	保険会社名				
	取扱店所在地／電話	〒		TEL	
	担当者名	ふりがな			
		氏 名			
	保険契約者名	ふりがな			
		氏 名			
	住所	〒			
	保険期間／契約番号	保険期間 年 月 日 ～ 年 月 日		契約番号	
任意対人一括の有無	有／無				
被害者加入の保険会社関与の有無		有／無	保険会社名・担当者名		TEL
治療状況	診療機関名／治療開始日／電話	診療機関名		治療開始日	年 月 日
				TEL	
	所在地	〒		入院の有無	有／無
	診療機関名／治療開始日／電話	診療機関名		治療開始日	年 月 日
				TEL	
	所在地	〒		入院の有無	有／無

別記様式第16号中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、「㊟」を削る。

別記様式第21号中「㊟」を削り、「かわる」を「代わる」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第15号の改正規定は、令和 3年 3月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市国民健康保険条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて交付されている愛知県国民健康保険特別療養証明書であって、現に効力を有するものは、この規則による改正後の名古屋市国民健康保険条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている届及び申請書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙（別記様式第15号を除く。）は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3年 2月26日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 8号

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

附則第 4条中「令和 3年 2月28日」を「令和 4年 2月28日」に改める。

附則第 5条中「令和 3年 3月」を「令和 4年 3月」に改める。

附則第 6条第 1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第 1条の 2第 1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2年 1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

第 7号様式及び第19号様式中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市介護保険条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市介護保険条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 2 月 26 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 9 号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 公営住宅の表城北荘の項中

「			「			を	に改		
7 階建	昭和44年度	299	7 階建	昭和44年度	299		9 階建	平成30年度	108
」			10階建	平成30年度	110		」		

める。

別表第 1 4 更新住宅の表中

高 蔵 荘	熱田区花町	高層 耐火	6 階建	平成27年度	4	を
-------	-------	----------	------	--------	---	---

城 北 荘	北区名城二丁目	高層 耐火	9 階建	平成30年度	6	に
高 蔵 荘	熱田区花町	高層 耐火	6 階建	平成27年度	4	

改める。

別表第 3 1 公営住宅に付随する駐車場の表城北荘の項中

「 C 29号、D 1 号から D 33号まで、E 901 号か ら E 911 号まで、E 1001号から E 1012号ま で及び E 1201号から E 1218号まで 」	を	「 101 号から 179 号ま で、182 号、C 29号、 D 1 号から D 33号ま で、E 901 号から E 911 号まで、E 1001号 から E 1012号まで及び E 1201号から E 1218号 まで 」	に改め、同表
--	---	---	--------

万場南荘の項中

「 1 号から52号まで 」	を	「 1 号から 5 号まで、7 号から22号まで、24号 から29号まで、31号か ら41号まで及び43号か ら52号まで 」	に改める。
----------------------	---	---	-------

別表第3 4 更新住宅に付随する駐車場の表中

「

高	蔵	荘	11号及び12号	10,100 円
---	---	---	----------	----------

を

」

「

城	北	荘	180 号、181 号 及び 183 号	8,300 円
高	蔵	荘	11号及び12号	10,100 円

に

」

改める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年5月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第3 1 公営住宅に付随する駐車場の表の改正規定中万場南荘の項を改める部分は同年3月1日から施行する。
- 2 この規則の規定により新たに公用開始する市営住宅へ入居させるために必要な手続その他の行為及びこの規則の規定により新たに公用開始する駐車場を使用させるために必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

名古屋市告示第86号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定
に関する告示の一部改正

令和元年名古屋市告示第 264 号の一部を次のように改正します。

令和 3 年 2 月 22 日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

公益財団法人日本ア ジア医療看護育成会	名古屋市中川区法華一 丁目 161 番地
------------------------	-------------------------

を

」

「

公益財団法人日本ア ジア医療看護育成会	名古屋市中川区中島新 町三丁目2518番地
------------------------	--------------------------

に改める。

」

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第87号

名古屋市森林整備計画案について

森林法（昭和26年法律第 249号）第10条の 5第 1項の規定による名古屋市森林整備計画を変更したいので、同条第 7項において準用する同法第 6条第 1項の規定により次のとおり告示し、名古屋市森林整備計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、名古屋市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに名古屋市長に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができます。

令和 3年 2月22日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧の期間

令和 3年 2月22日から同年 3月22日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。

2 縦覧の時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

3 縦覧の場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市緑政土木局都市農業課
(名古屋市役所西庁舎 5階)

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第88号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、令和 3年名古屋市告示第23号により指定した形質変更時届出管理区域の全部を次のとおり解除します。

令和 3年 2月24日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市西区八筋町 313番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
砒^ひ素及びその化合物（土壌溶出量基準）
- 3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第89号

市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せんに関する告示
の一部訂正

令和 3年名古屋市告示第54号の一部を次のように訂正します。

令和 3年 2月24日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1の 2(2) ア及びイ中「同月26日（金）」を「 3月 1日（月）」に訂正し、
第 1の 2(2) ウ及び第 1の 3(2) 中「同月28日（日）」を「 3月 1日（月）」
に訂正します。

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第90号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

令和 3年 2月25日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

出来町南公園	東区出来町三丁目	図面東34の区域	昭和58年 4月 1日
鍋屋上野公園	東区大幸町二丁目	図面東35の区域	昭和59年 3月31日

」

を

「

鍋屋上野公園	東区大幸町二丁目	図面東35の区域	昭和59年 3月31日
--------	----------	----------	-------------

」

に改めます。

附 則

この告示は、令和 3年 3月 1日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第91号

名古屋都市計画事業葵土地地区画整理事業の事業計画の変更

名古屋都市計画事業葵土地地区画整理事業の事業計画を変更しましたので、土地地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、次のとおり公告します。

なお、施行地区及び設計の概要を表示する図書は、同法第55条第13項において準用する同条第10項の規定により、この告示の日から換地処分の公告の日まで、名古屋市東区豊前町 2丁目45番地名古屋市大曾根北・筒井都市整備事務所において、毎日（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除く。）午前 8時45分から午後 5時15分まで公衆の縦覧に供します。

令和 3年 2月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施行者の名称

名古屋市

2 事業施行期間

（変更前）昭和62年10月 8日から平成33年 3月31日まで

（変更後）昭和62年10月 8日から令和 6年 3月31日まで

3 施行地区

名古屋市東区葵二丁目及び葵三丁目の各一部

4 土地地区画整理事業の名称

名古屋都市計画事業葵土地地区画整理事業

5 事務所の所在地

名古屋市東区豊前町 2丁目45番地

6 事業計画の決定年月日

昭和62年10月 8日

7 変更の年月日

令和 3年 2月25日

名古屋市住宅都市局都市整備部大曾根北・筒井都市整備事務所

名古屋市告示第92号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 3年 2月25日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
令和 2年 8月24日 2指令住開指第86号	名古屋市緑区緑花台 1949番の一部	名古屋市東区東桜一丁目 13番 3号 セキスイハイム中部株式 会社 代表取締役 丸山 聡
令和 2年 1月 9日 31指令住開指第 212号	名古屋市天白区音聞山 408番	名古屋市中川区尾頭橋一 丁目 1番47号 名古屋友豊株式会社 代表取締役 山口真史
令和 2年 9月28日 2指令住開指第 115号	名古屋市中川区服部三 丁目 601番 2外 5筆	名古屋市天白区原一丁目 1501番地の 1 あすか建設株式会社 代表取締役 玉中双葉山

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第93号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、本計画関係書類は、名古屋市緑政土木局都市農業課に備え置きます。

令和 3年 2月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所

受け手 工藤 勉 名古屋市中川区柳瀬町 2丁目32番地の 2

市野 永治 名古屋市中川区供米田三丁目2611番地

転貸者 公益財団法人愛知県農業振興基金（愛知県農地中間管理機構）

名古屋市中区錦三丁目 3番 8号

2 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

名古屋市中川区富田町大字供米田字辰新田1362、田、 49.00平方メートル

始め 159筆、田、畑、雑種地 計 23,253.25平方メートル

3 利用権の設定を行う者の氏名及び住所

荒川 豊文、名古屋市中村区稲葉地町 8丁目24番地

始め41名

4 設定する利用権

(1) 種類

賃借権（農地中間管理権） 153筆、 22,352.00平方メートル

使用貸借権（農地中間管理権） 6筆、 925.25平方メートル

(2) 内容 農地中間管理事業のための権利取得

(3) 存続期間 令和 3年 3月 1日から令和13年 2月28日まで

(4) 借賃 10アール当たり 年額 8,000円

(5) (4) の支払方法 毎年12月末日までに口座振込

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市達第 4 号

健康福祉局

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 22 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 1 条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。 （略） 健康福祉局 （略） 新型コロナウイルス感染症対策部 （略） 新型コロナウイルス感染症対策室 （略） 主 査（<u>新型コロナウイルスワクチンに係る調整</u>）（2） （1）局長の指定する新型コロナウイルスワクチンに係る<u>調整</u>に関すること。 （略）	第 1 条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。 （略） 健康福祉局 （略） 新型コロナウイルス感染症対策部 （略） 新型コロナウイルス感染症対策室 （略） 主 査（<u>新型コロナウイルスワクチンに係る総合調整</u>）（2） （1）局長の指定する新型コロナウイルスワクチンに係る<u>総合調整</u>に関すること。 主 査（<u>新型コロナウイルスワクチンに係る調整</u>）（4） （1）局長の指定する<u>新型コロナウイルスワクチンに係る調整</u>に関すること。 （略）

附 則

この達は、令和 3 年 2 月 24 日から施行する。

名古屋市達第 5 号

健康福祉局
保健所

名古屋市保健所処務規程（平成30年名古屋市達第24号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 22 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 3 条 保健所に次の補助組織を置く。 （略） 新型コロナウイルス感染症対策部 （略） 新型コロナウイルス感染症対策室 （略） 主 査(2) 主 幹(1) 主 査(2) （略）	第 3 条 保健所に次の補助組織を置く。 （略） 新型コロナウイルス感染症対策部 （略） 新型コロナウイルス感染症対策室 （略） 主 査(2) <u>参 事(1)</u> 主 幹(1) 主 査(2) <u>参 事(2)</u> <u>主 幹(4)</u> <u>主 査(4)</u> （略）
第 4 条 前条の補助組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 （略） 新型コロナウイルス感染症対策部 （略） 新型コロナウイルス感染症対策室 （略） 主 査（新型コロナウイルス	第 4 条 前条の補助組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 （略） 新型コロナウイルス感染症対策部 （略） 新型コロナウイルス感染症対策室 （略） 主 査（新型コロナウイルス

感染症の軽症者等宿 泊療養施設）（2） （1）・（2） （略） 主 幹（<u>新型コロナウイルスワ クチンに係る調整</u>） （1）<u>新型コロナウイルスワクチンに係る 調整</u>に関すること。 主 査（<u>新型コロナウイルス ワクチンに係る調 整</u>）（2） （1）<u>新型コロナウイルスワクチンに係る 調整</u>に関すること。 （略） 2 ～ 9 （略）	感染症の軽症者等宿 泊療養施設）（2） （1）・（2） （略） 参 事（<u>新型コロナウイルスワ クチンに係る総合調整</u>） （1）<u>新型コロナウイルスワクチンに係る 総合調整</u>に関すること。 主 幹（<u>新型コロナウイルスワ クチンに係る総合調 整</u>） （1）<u>新型コロナウイルスワクチンに係る 総合調整</u>に関すること。 主 査（<u>新型コロナウイルス ワクチンに係る総合 調整</u>）（2） （1）<u>新型コロナウイルスワクチンに係る 総合調整</u>に関すること。 参 事（<u>新型コロナウイルスワ クチンに係る調整</u>）（2） （1）<u>新型コロナウイルスワクチンに係る 調整</u>に関すること。 主 幹（<u>新型コロナウイルスワ クチンに係る調整</u>） （4） （1）<u>新型コロナウイルスワクチンに係る 調整</u>に関すること。 主 査（<u>新型コロナウイルス ワクチンに係る調 整</u>）（4） （1）<u>新型コロナウイルスワクチンに係る 調整</u>に関すること。 （略） 2 ～ 9 （略）
---	---

附 則

この達は、令和 3 年 2 月 24 日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 2 月 24 日

名古屋市人事委員会委員長 細 井 土 夫

名古屋市人事委員会規則第 1 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第10条中「、当該職へ昇任によってあてる場合に職員昇任基準年数表（別表第 3）により必要とされる在職年数に相当すると認める経歴その他」を「のほか、」に改める。

第13条を次のように改める。

（選考による昇任）

第13条 法第21条の 4 に規定する人事委員会規則で定める職は、行政職、消防職、保育職、司書職、学芸職（学芸員に限る。）、薬剤職、獣医職、栄養指導職、衛生職、医療技術職（歯科技工士その他医療技術に関する職を除く。）、看護保健職（准看護師その他看護保健に関する職を除く。）、清掃職（清掃主事に限る。）、動物飼育職、水道業務職、運輸職、守衛職及び学

校事務職の係長段階の職とする。

- 2 前項に掲げる職へ昇任させる場合は、選考によるものとする。

第14条中「職員昇任基準年数表」の次に「（別表第3）」を加える。

第15条を次のように改める。

（選考の方法）

第15条 選考は、当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を有するかどうかを判定するに十分な方法によって行う。

- 2 前項に規定する方法は、別に定める場合のほか、筆記試験、口述試験及び経歴、人事評価等に係る書面の審査によるものとし、必要があると認めるときは、別に実地試験その他能力を実証するに足る試験を行うことができる。

第18条第1項中「行うものとし、第15条第1項第1号に定める場合は、そのつど、同項第2号に定める場合は」を削り、同条第2項を削る。

第44条の2第2項中「この規則に基づく昇任」を「第13条第2項の」に改める。

別表第3職員昇任基準年数表を次のように改める。

別表第 3

職員昇任基準年数表

職種	学歴区分	係員段階在職年数
行政職	大学卒	5
消防職	短大卒	7
保育職	高校卒以下	9
司書職		
学芸職		
栄養指導職		
衛生職		
医療技術職		
看護保健職		
学校事務職		
薬剤職	大学卒	3
獣医職		
清掃職		9
動物飼育職		
水道業務職		
運輸職		
守衛職		

(備考)

- 1 学歴区分は、学歴区分表（附表 1）における学歴区分の大区分に掲げるものによる。その適用は、当該職種へ採用された職員及び転任試験を経て転任した職員については、備考 2、備考 3、備考 4、備考 5 その他別に定める場合を除き、採用又は転任の際の試験又は選考の基礎となった学歴、転任試験を経ないで転任した職員については、別に定める場合を除き、転任前の職種において適用されていた学歴による。
- 2 第 1 類採用試験若しくは職務経験者採用試験に合格し採用された職員又は免許資格職採用試験に合格し採用された職員（保育職及び司書職へ採用された者を除く。）については、その者の有する学歴免許等の資格にかかわらず大学卒とみなし、第 2 類採用試験又は就職氷河期世代採用試験に合格し採用された職員については、その者の有する学歴免許等の

資格にかかわらず高校卒とみなし、それぞれ学歴区分欄を適用する。

- 3 免許資格職採用試験に合格し、保育職へ採用された職員については、その者が採用前に有する学歴が大学卒又は短大卒であるときは、当該学歴に応じた区分により学歴区分欄を適用し、その者が採用前に有する学歴が高校卒以下であるときは、当該学歴にかかわらず短大卒とみなし、学歴区分欄を適用する。免許資格職採用試験に合格し、司書職へ採用された職員については、その者が採用前に有する学歴に応じた区分により学歴区分欄を適用する。
- 4 第1類採用試験若しくは第2類採用試験に相当する転任試験に合格し転任した職員又は免許資格職採用試験に相当する転任試験に合格し転任した職員（保育職及び司書職に転任した者を除く。）については、それぞれ転任後の職に係る採用試験により採用された職員と同様とし、学歴区分欄を適用する。
- 5 免許資格職採用試験に相当する転任試験に合格し、保育職に転任した職員については、その者が転任前に有する学歴が大学卒又は短大卒であるときは、当該学歴に応じた区分により学歴区分欄を適用し、その者が転任前に有する学歴が高校卒以下であるときは、当該学歴にかかわらず短大卒とみなし、学歴区分欄を適用する。免許資格職採用試験に相当する転任試験に合格し、司書職に転任した職員については、その者が転任前に有する学歴に応じた区分により学歴区分欄を適用する。
- 6 係員段階在職年数の項に掲げる数字は、職種ごとに、段階別職位表（別表第2）に定める係長段階の職へ昇任するために必要とされる最短の在職年数（以下「必要在職年数」という。）を示す。在職年数の計算は、当該段階の職に採用され又は転任した日の属する月から起算する。
- 7 清掃職に属する職員の必要在職年数のうちには、清掃主事となってから2年以上の在職年数を含むものとする。
- 8 職種、職種細分その他人事委員会が定める職の区分を異にして転任した職員が昇任する場合における必要在職年数については、別に定めるところにより、その転任前における在職年数を通算することができる。
- 9 職員が採用前に有した前歴は、別に定めるところにより、係員段階の

職に在職したものとみなすことができる。

附 則

この規則は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

名古屋市消防局告示第 3号

統括防火管理者を定めなければならない地下街の指定の一部改正
について

昭和53年名古屋市消防局告示第 5号の一部を次のように改正する。

令和 3年 2月24日

名古屋市消防長 小 出 豊 明

表及び附図 2中「新名フード」を「キタチカ」に改める。

名古屋市消防局予防部予防課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 2月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大名古屋ビルディング

名古屋市中村区名駅三丁目2701番 ほか25筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	㈱三越伊勢丹	代表取締役 杉江 俊彦	東京都新宿区新宿三丁目14番 1号	—	—	—	令和2年9月30日
2	㈱バスデムシャット	代表取締役 柳本 大	東京都台東区蔵前四丁目13番 4号	—	—	—	令和2年7月31日
3	㈱スコルピオ	代表取締役 記野 円	福岡市中央区天神一丁目 7番11号	—	—	—	令和2年5月31日
4	727カンパニー合同会社	代表取締役 眞瀬 智弘	神奈川県逗子市逗子 3丁目 4番18号	—	—	—	令和2年8月31日

5	レディマドラス(株)	代表取締役 岩田 栄七	名古屋市中 区栄二丁目 15番 6号	マドラス(株)	変更なし	変更なし	令和 2年 5月 21日
6	(株)デンハム ・ジャパン	代表取締役 塩崎 智	東京都目黒 区青葉台一 丁目15番 1 号	変更なし	代表取締役 根岸 洋明	変更なし	令和 2年 4月 10日
7	(株)ツバメヤ	代表取締役 林 さや加	岐阜県岐阜 市日ノ出町 一丁目20番 地	変更なし	変更なし	岐阜県岐阜 市神田町 4 丁目13番地	令和 2年 8月 1日
8	(株)カフーツ	代表取締役 米田 和威	東京都世田 谷区玉川三 丁目14番 5 号	変更なし	変更なし	東京都世田 谷区瀬田二 丁目32番14 号	令和 2年 4月 1日

3 変更の日

2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1からNo. 4までの小売業者については、退店のため
- (2) No. 5の小売業者については、名称変更のため
- (3) No. 6の小売業者については、代表者変更のため
- (4) No. 7及びNo. 8の小売業者については、住所変更のため

5 届出の日

令和 3年 1月15日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 2月24日から同年 6月24日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 6月24日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 2月24日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

LEGOLAND Japan

名古屋市港区金城ふ頭二丁目 1番 ほか 1筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
LEGOLAND Japan(株)	代表取締役 トーベン・ イエンセン	名古屋市港 区金城ふ頭 二丁目 2番 地 1	LEGOLAND Japan合 同会社	代表社員 マーリン・ エンターテ イメンツ・ グループ・ ホールディ ングス・リ ミテッド 職務執行者 トーベン・ イエンセン	変更なし

3 変更の日

令和 3年 2月 1日

4 変更した理由

株式会社から合同会社への組織変更のため

5 届出の日

令和 3年 2月 5日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 2月24日から同年 6月24日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 6月24日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課